“農地・水・環境保全”
水土里のネットワーク通信

＜ 第 5 号 ＞
２００８．３．１発行
島根県農地･水･環境保全協議会

通常総会開催

＝　来年度予算案等承認　＝

２月１４日松江市において、本協議会通常総会を開催しました。

農地・水・環境保全向上対策を実施する県内２１市町村と県、県農業会議、ＪＡ中央会、県土連等が規約で定める会員となっております。

当日は、それぞれの団体の代表者が集まり、県内４３９活動組織の取組み状況、活動報告とともに、平成２０年度においては、新規採択地区も見込んで、今年度より約６千万円多い総額９億５，９００万円を予算化することが承認されました。

特に、当初事業内容について充分説明が行き渡らなかったことや事務手続きが煩雑であったため申請を見送られた地域について、「農業者のみならず、地域住民皆んなが参加し、将来にわたって地域の農地・水・環境を保全し、地域づくり、地域力を高める対策」であること、「申請・報告手続きが簡素化された」ことを重点に説明会等開催し、２０年度新規採択希望組織が全て２０年６月末までに申請出来るように強力に支援していくことを確認しました。

また、１９年度から活動を始められた組織において、一年間の活動状況を踏まえて協定農用地面積の追加を検討される場合、追加面積割合の上限を３割程度とすることも確認しました。この一年間の地道な活動をされてきた地域を重視するものであり、３割以上面積追加される場合は新規地区として申請していただくものであります。

どうか、隣に先を越されたと考えられている地域や、これから取り組まれようとされている地域がありましたら、今からでも十分間に合いますので、地域に合った目標を立てられ、６月末までに申請されるようお話し下さい。

本県独自の活動項目について

それぞれの活動組織では、活動計画に沿って、基礎部分、誘導部分それぞれの活動を実施され、この時期一年間のまとめをして、その結果を踏まえて二年目の活動計画の話し合いも始まりつつあると思います。

ところで、昨年市町村からのご意見を基に、協議会設立総会（Ｈ１９．４．５）時に地域活動指針を決定し、国から承認を受けておりますので、島根県の協議会として追加した主な活動項目内容について再度ご紹介します。

尚、今後とも皆さんのご要望などにより、対策の効果がより一層発揮されるよう地域活動指針を見直すことが出来ますので、ご意見お待ちしております。

施　設	項　目　・　内　容　説　明　（　抜　粋　）
農用地	◇鳥獣害防護柵等の適正管理 新たに鳥獣害防護柵等（捕獲罠等も含む）を設置することも出来ます。 ◇きめ細やかな雑草対策 牛や山羊、羊等の動物を活用した除草も行うことも出来ます。 ◇きめ細やかな遊休農地発生防止のための保全管理 湧水処理の為必要に応じて落水工、湧水処理、暗渠等も出来ます。
開水路 ため池 農　道	◇安全施設の適正管理 安全施設の破損・老朽化箇所の修繕が出来ます。 又、必要に応じて、柵等や警告看板等設置も出来ます。
農　道	◇雪害対策 冬期間の積雪時に、作業道として利用している農道（市町村の除雪路線以外）について、適切に除雪を行い運行を確保するための対策も出来ます。

活動事例紹介

出雲市里方町「別所環境保全の会」では、活動内容を地域の方々全員に知って頂き、活動への理解を深めてもらうため『通信』を発行されました。

地域では以前から農家と非農家が協力して、ゴミ拾いなど生活環境保全に努めておられますが、この対策導入をきっかけに景観保全活動への取組みも積極的に進められ、子供会と協力して啓発看板も作成されました。

『通信』を地域全戸に手渡すことで、会話が生まれ、活動への理解が深まり、さらに大きな地域ぐるみの活動が期待されます。

島根県からのお知らせコーナー

１階（共同活動）　＝ 農村整備課 ＝

◇◆　検討委員会（第三者機関）を開催　◆◇

「農地・水・環境保全向上対策」がより効果的に進められるよう、各地域での保全活動を評価し、活動組織に対して助言等を行う第三者機関、「島根県農地・水・環境保全向上対策検討委員会」が設置され、２月１５日（金）に初めての委員会が松江市で開催されました。

この委員会は、本対策が広く国民の理解を得て実施され、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図れるよう、活動支援交付金に係る利害を有しない者で構成することになっており、大学の先生方をはじめマスコミ関係者など多岐にわたる７名の委員の方で構成されています。（メンバーはホームページをご覧下さい。）

当日は各委員から主に次のような発言がありました。

- 「本施策は、県民から求められているタイムリーな施策」
- 「非農家の参加による新たなコミュニティー活動」
- 「対策について、県民の理解を深めるため広報活動が重要」
- 「集落営農組織と活動組織の連携が必要」
- 「高齢化が進む地域においては、下流域（都市）からの支援が必要」
- 「活動組織の規模によって、成果も異なってくるのではないか」
- 「常に新鮮な情報を県民に発信してほしい」
- 「中山間直接支払制度と農地・水・環境保全向上対策との連携」　など

２階（営農活動）　＝ 農畜産振興課 ＝

◇◆　営農基礎活動支援交付金の使途の拡大要望について　◆◇

営農基礎活動支援交付金の使途と対象となる「環境負荷低減に向けた推進活動」については活動メニューが決まっていますが、地域協議会が特に必要と認める活動（以下「特認活動」という。）を設定することが可能です。

特認活動を設定するためには、事前に国の承認が必要となりますので特認活動の内容及び環境負荷低減に向けた推進活動として特認活動を支援対象とすることが必要な理由を記載の上、４月１０日までに申し出を行ってください。

「田んぼの生き物セミナー」を開催！！

＝田んぼの生き物から農村環境を考える＝

２月２７日（水）雲南市木次町にて県内活動組織及び関係者２３０名が参加して、「田んぼの生き物」について学びました。

本対策を契機に「田んぼの生き物調査」を行い、生き物の視点から農村環境の実態を見つめ直そうとする取組みが増えつつあります。

講演で、島根大学生物資源科学部星川教授から、「タガメ、ゲンゴロウ及びメダカなどがこんなにたくさんいる田んぼは全国的にほとんどなく、島根の田んぼは超一級品」との説明がありました。また、会場からは、農薬及び化学肥料の低減に取り組む２階部分の取組者から「除草剤の生き物への影響は？」など積極的な質問がありました。

＜　会場ロビーにて　＞

この豊かな島根の農村の自然を次世代へと引き継ぐため、「田んぼの生き物調査」を是非計画しましょう。

～　編 集 後 記　～

ギョーザ中毒事件により、一層安心、安全な食べ物を求める声が強くなっており、先日のＮＨＫニュースでも、生産者のより一層の認識と努力が求められます云々‥‥

当然農家は「心身ともに健康になる農産物」＝「自家消費野菜」を作っていますが、見た目と安さを求める消費者に応じて海外からの加工品が多くなってきている現実。ハエが飛んでいると強力な殺虫剤を撒く国もあるし、ウジの形が分からなくなるようすりつぶすミンチ機械を作る人もあり、多くの添加物を加え、見た目ＯＫ、雑菌ゼロの加工食品が食卓へ――

安心、安全を求めるならば、例えば、ハエが料理に入っていたら箸で皿の隅に出し、盛られた料理を平然と食する優雅さが必要では‥‥

ところで、共同活動の後の語らいのひととき、お茶の供は、当然地元で買った地元産のはずですが？？？

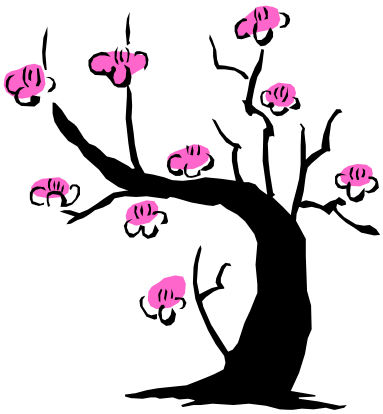

～農地・水・環境保全向上対策に関することは！～

◆島根県農地・水・環境保全協議会まで
〔事務局〕水土里ネット島根　℡0852-32-4141　Fax0852-24-0848
http://www.shimanedoren.or.jp/arkadia/kai_set.htm

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ（共同活動）℡0852-22-6262
〃　農畜産振興課有機農業グループ（営農活動）℡0852-22-6477
http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は県内各農林振興センター、最寄りの各市町村担当課までお問合せ下さい。